

# 請 書 (印 刷)

納入期限 平成 年 月 日

納入場所

¥ \_\_\_\_\_

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考

上記について裏面契約条項承諾の上御請け致します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

殿

表記の印刷について発注者「」と、  
受注者「」は、次の条項を  
特約する。

- 1 受注者は、印刷を納入したときは、納品書を添え、発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者立会いのうえ検査をしなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格したときは、すみやかに発注者に当該印刷物を引渡さなければならない。
- 4 第2項の検査に合格しないものがあるときは、受注者は、遅滞なくこれを取替え、又は補修して再検査を受けなければならない。
- 5 受注者は、その責めに帰することのできない理由により期限までに印刷物を納入することができないときは、発注者に対し納入期限の延長を求めることができる。
- 6 受注者が正当な理由なく期限内に印刷物を納入しない場合において、期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めるときは、発注者は、期限を延長することができる。
- 7 前項の場合において、発注者は、受注者から契約金額に対して、遅延日数に応じ、年5パーセントに相当する金額を延滞金として徴収する。
- 8 発注者は、受注者が納入した印刷物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めて、印刷物の取替え若しくは瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、この請求は、印刷品の引渡しを受けた日から1年以内にななければならない。
- 9 発注者は、受注者の債務不履行その他不誠実の行為があったときは、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、発注者は、受注者から契約金額の1/10を違約金として徴収する。
- 10 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるときは、契約を解除することができる。  
この場合受注者は、発注者に対して損害の賠償を求めることができる。
- 11 発注者は、印刷物の引渡しを受けた後適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。
- 12 受注者は、発注者の代金支払いが前項の期日より遅延したときは、期限の翌日より年2.7パーセントの割合をもって遅延利息を請求することができる。
- 13 発注者は、受注者が次のイからトのいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。  
この場合、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 14 次のイとロのいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - イ 前項の規定によりこの契約が解除された場合
  - ロ 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次のイからハに掲げる者がこの契約を解除した場合は、前号ロに該当する場合とみなす。
  - イ 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - ロ 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - ハ 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 15 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。